

## 新型コロナウイルス感染症に係る市主催の集会等の取扱いについて

国内において、新型コロナウイルス感染症の感染例が多数報告されている状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、市民等及び職員の安心・安全を確保するため、北秋田市主催の集会（注）の取扱いについて基本的な考え方を定め、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

### 1. 集会の取扱い

#### （1）本市が主催する集会について

集会の必要性や下記①～③の条件に全て該当するものについては、集会の延期、中止を判断するものとする。集会を実施する場合においても下記（2）の措置を講じた上で必要に応じ集会規模の見直しを図るなどして実施するものとする。

- ① 換気の悪い密閉空間である
- ② 人が密集している
- ③ 近距離での会話や発声が行われる

#### （2）実施する場合の感染防止対策について

- ① 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨
- ② 会場へのアルコール等消毒液の設置
- ③ 発熱や咳等の風邪症状がある方や、基礎疾患をお持ちの方で感染リスクを心配される方への参加自粛の協力要請
- ④ 会場のこまめな換気の実施（1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開ける）
- ⑤ 会場の広さを確保し、お互いの距離を空けるなどして人の密度を減らす
- ⑥ 近距離での会話や発声、高唱を避ける
- ⑦ 参加者数や開催時間は、必要最小限にとどめる

#### （3）本市が共催、後援等を行う集会について

上記（1）に準じた取扱いを集会の主催者等に要請するものとする。

#### （4）市以外の団体・個人が主催する集会について

市主催の集会と同様の取扱いとなるよう協力を求めるため、広く周知を図るものとする。

### 2. 職員の出張

不急の出張命令については、行わないものとする。

### 3. 適用期間

適用期間は、令和2年3月31日までとする。

### 4. 令和2年4月1日以降の対応

上記1（1）の①～③までに記載する感染リスクを踏まえ、集会の中止、延期又は縮小を判断する。なお、学校における様々な活動、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などについては、感染防止対策を講じた上で、感染リスクの低い活動から自粛の解除を進める。本市が共催、後援等を行う集会及び市以外の団体・個人が主催する集会についても同様の取扱いを求める。

今後、国内において大規模な感染拡大が認められた場合や県内で感染が確認された場合は、再び中止又は延期を検討するものとする。

注 「集会」とは、多数（概ね10名程度）の市民等を集める会議・集会やイベント等のことをいう。